

奈良県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二五号
- 三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
奈良市小倉町一五番六 先から 奈良市小倉町四九番二 六先まで		前	四・一 ） 一・四	五二一・九	
		後	七・七 ） 一七・〇	五二一・九	